

四 三 二  
發行方法の適用振替法の根拠を規定する法律の施行に及ぼす影響

○財務省告示第二百八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成  
二十二年五月三十日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年六月九日

財務大臣 野田佳彦

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債札格 札格第参市 発競I加場行争		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万四十四 八千七兆 千百万九 円九九千 十百八 二五百 億十十 八円一 千一億 二三千 五百四 百五十 六十五	額億額 面三面 金千金 額万額 で円で 四四 千兆 百九 九千 十 四十 百二十 五	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発			
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發			
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日			
平 成 二 十 二 年 五 月 三 月 三 十一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円	額 面 金 額 を 支 き は 、 う 、 そ が の 翌 當 業 業 日 に	額 還 し と 、 き は 、 そ が の 行 休 業 業 日 に	償 当 た だ 償 二 年 八 月 三 十 日 に	債 た 成 し と 、 二 年 八 月 三 十 日 に	十 七 面 七 額 一 厘 五 毛 以 上 九 九 九 九 れ	額 面 債 債 一 格 厘 円 に つ き 九 九 十 そ れ ぞ 九 れ	額 の 七 額 一 格 厘 円 に つ き 九 九 十 そ れ ぞ 九 れ	額 の 面 記 。整 載 数又 倍は の記 金錄 額は 、 よ最 る低 も額 の面 と金